タイ向け日本産カンキツ生果実の輸出検疫条件の概要

タイ向けに日本産カンキツ生果実を輸出する場合には、指定生産地域内にある登録生産園地でのミカンバエのモニタリング調査及びSweet Orange Scab(SOS) の発生状況調査並びに登録選果こん包施設での選果、殺菌処理及びこん包の実施とともに、日タイ合同輸出検査を受けなければならない。

1 検疫対象のカンキツ生果実

うんしゅうみかん、不知火、清見、なつみかん、いよかん、はっさく、せとか、 天草の生果実

2 主な検疫対象病害虫

- ・ミカンバエ
- Sweet Orange Scab (SOS)

3 主な検疫条件

(1) 生産地域の指定

生産地域は、3年間以上のトラップ調査等でミカンバエの発生がないことを確認の上、タイ側の視察を受け、認可されなければならない。

また、指定生産地域内の生産園地は、植物防疫所に事前に登録する。

※現在の指定生産地域

(静岡県藤枝市及び三重県熊野市、御浜町、紀宝町の一部の地域)

(2)登録生産園地での調査(ミカンバエ、SOS)

① ミカンバエ

4月1日から10月31日まで、登録生産園地及びその隣接地域において、 モニタリング調査(トラップ調査、生果実調査)で、ミカンバエの発生がない ことを確認する。

② SOS

6月~7月の間に全ての登録生産園地において、発生状況調査(目視等)で SOS の発生がないことを確認する。

(3) 登録選果こん包施設での選果、殺菌剤処理及びこん包の実施

植物防疫所から登録を受けた選果こん包施設において、選果、殺菌剤処理及びこん包を行う。

なお、こん包は、原則として開口部のない未使用の容器を使用し、こん包には、日本産、輸出企業名、果実名等を表示する。

(4) 日タイ合同輸出検査の実施

日タイ両国の植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格した場合、植物検疫証明書が発給される。

なお、検査に先立ち、SOS に対する措置として選果時に選別した果実の病徴確認、殺菌剤及び防かび剤による薬剤処理を確認する。

タイ向けカンキツ生果実の輸出フローチャート

生産地域の指定



生産園地及び選果こん包施設の登録申請(毎年3月末日まで)



植物防疫所※による選果こん包施設の現地調査



* 指定及び登録通知書の交付

植物防疫所によるミカンバエのモニタリング調査 及びSweet Orange Scab (SOS) の発生状況調査の実施

【ミカンバエに関するモニタリング調査】
・ガロントラップを利用したトラップ調査(4/1~10/31)
・生果実調査(4/1~10/31)

【SOSに関する発生状況調査】 目視等による全ての登録生産園地の調査(6月~7月)



* 生産園地登録通知書の交付

輸出植物検査申請



選果、殺菌剤処理、こん包



タイ検査官及び植物防疫官による輸出検査



* 植物検疫証明書の交付

輸出

- 1. 生産地域の指定条件
- (1)生産地域
- ①ミカンバエの発生が認められない地域としてタイの認可を受けた生産地域であること。
- ②ミカンバエの発生が認められないこと。
- 2. 生産園地及び選果こん包施設の登録条件
- 生産園地及び選果こん包施設の登録条件は以下のとおり。
- (1)生産園地
- ①ミカンバエの発生が認められないこと。
- ②Sweet Orange Scab(SOS)の発生が認められないこと。
- (2)選果こん包施設
- (1)ミカンバエのモニタリング調査の有効範囲内に所在していること。
- ②選果こん包施設への病害虫侵入防止措置が講じられていること。
- 3. 登録生産園地での調査(ミカンバエ、SOS)

ミカンバエ、SOSの調査は以下の項目について実施する。

- (1)ミカンバエに関する調査
- ①ガロントラップを利用したトラップ調査(4/1~10/31)
- ②生果実調査(4/1~10/31)
- (2)SOSに関する調査

目視等による全ての登録生産園地の調査(6月~7月)

4. 登録選果こん包施設での選果、殺菌剤処理及びこん包 植物防疫所から登録を受けた選果こん包施設において、選果、殺菌剤処理 及びこん包を行う。

こん包は、原則として開口部のない未使用音容器を使用し、日本産、輸出企業名 、果実名等を表示。

5. 輸出検査

タイ検査官及び日本植物防疫官による輸出検査は以下の項目について確認する。

- (1)タイの検疫対象病害虫の付着がないこと(特にミカンバエ)。
- (2)こん包は開口部のない未使用のものであること。通気孔がある場合には、ミカンバエの汚染防止措置がとられていること。
- (3)こん包に日本産、輸出企業名、果実名等の表示が行われていること。
- (4)選果時に選別された果実にSOSの病徴が認められないこと。
- (5)輸出検査に先立ち、殺菌剤及び防かび剤により適切に処理されること。